

第46回 定例総会

議 案 書

順天堂大学 さくら会

第46回 定例総会 目次

1. 議案審議

1) 2022年度 活動報告	P 2
2) 2022年度 収支決算並びに会計監査報告	P 3
3) 2023年度 事業計画に関する件	P 6
4) 2023年度 予算に関する件	P 7
5) 2023年度 役員選任の件	P 9

2. 資料

順天堂大学さくら会会則	P 10
順天堂大学さくら会修学援助基金規約	P 13
修学援助金給付基準	P 14
学生傷病見舞給付金取扱内規	P 15
順天堂大学さくら会弔慰金等運用基準	P 15
順天堂大学さくら会の歩み	P 16

2022年度さくら会活動報告

順天堂大学さくら会は、1978（昭和53）年1月28日、保護者会員の総意によって結成されて以来、会創立の趣旨をモットーに着実な活動を展開して参りました。本日ここに第46回定例総会を開催するにあたり、関係各位のご理解とご協力に感謝申し上げる次第です

2022年度さくら会活動概況を報告致します。

年 月 日	さくら会の歩み
2022. 4. 5	第45回定例総会並びに新入生保護者歓迎会【中止】 ※書面にて略式総会実施
5. 28	第115回定例役員会（於）本郷・お茶の水キャンパス 1年生運営委員選任に関する件 保護者懇談会に関する件 2022年度クラブ・同好会助成金について 栄養支援事業について 修学援助金継続について 会報の発行に関する件、広報活動に関する件 予算の活用について
7. 1	1年生へのプレゼント配布
7. 30	第116回定例役員会（於）オンライン 保護者懇談会に関する件 広報に関する件 予算の有効活用について（各学年報告）
9. 18	第237回保護者懇談会 （於）さくらキャンパス対面・オンラインのハイブリット開催 学部長・学生部長座談会開催（会報掲載記事取材）
10. 1	さくら会会報発行
11. 27	臨時役員会（於）さくらキャンパス 活動予定に関する件 第117回定例役員会について 卒業式・卒業記念品について 46回定例総会並びに新入生保護者歓迎会について 保護者懇談会の報告に関する件 演劇「流れる雲よ」2回上演（学生・教職員対象）
2023. 2. 2	ディズニー講習会
2. 5	ディズニー講習会（3年生対象 両日とも同じ内容）
2. 18	第117回定例役員会（於）さくらキャンパス（オンライン併用） 保護者懇談会地方開催について 第46回定例総会に関する件、役員人選に関する件 助成金について
3. 2	ディズニーランドパーク周遊（2月ディズニー講習会受講学生対象）
3. 17	スポーツ健康科学部卒業式（於）グランドプリンスホテル新高輪 卒業生に卒業記念品贈呈（ペーパーウェイト・タンブラー） スポーツ賞副賞贈呈（腕時計・4名）

2022年度 さくら会決算書

1. 収入の部

(単位：円)

項 目		予 算	決 算	備 考
会費収入	新 入 生 会 費	36,000,000	37,140,000	@60,000×619名
	編 入 生 会 費	0	0	
前 期 繰 越 金		33,115,260	33,115,260	
合 計		69,115,260	70,255,260	

2. 支出の部

(単位：円)

項 目		予 算	決 算	備 考
事 務 費		2,300,000	750,884	
総 会 費		400,000	530,541	
役 員 会 費		1,300,000	155,122	
事 務 費		600,000	65,221	
事 業 費		42,000,000	23,273,359	
保 護 者 歓 迎 会 費		6,000,000	5,853,020	
保 護 者 懇 談 会 費		6,500,000	1,029,242	
広 報 ・ 通 信 費		1,500,000	546,155	
※ 学 生 助 成 費		12,400,000	9,145,406	
学 生 見 舞 金		300,000	220,000	
雑 費		300,000	428,947	
予 備 費		15,000,000	6,050,589	
修 学 基 金 繰 入 金		0	0	
栄 養 支 援 事 業 費		6,000,000	3,373,714	
次 期 繰 越 金 ①		18,815,260	42,857,303	
合 計		69,115,260	70,255,260	

※ 学生助成費内訳

(単位：円)

項 目	予 算	決 算	備 考
ク ラ ブ 一 般 助 成	6,500,000	6,473,862	1,548名
ク ラ ブ 特 別 助 成	900,000	700,000	
海 外 派 遣 助 成	1,000,000	660,000	
卒 業 助 成	3,000,000	1,117,380	スポーツ賞副賞、卒業記念品
そ の 他 の 助 成	1,000,000	194,164	同好会助成
合 計	12,400,000	9,145,406	

さくら会修学基金

1. 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算	決 算	備 考
修 学 基 金 繰 入 金	0	0	
預 金 利 息	324	324	0.002%
前 期 繰 越 金	25,728,459	24,828,459	
合 計	25,728,783	24,828,783	

2. 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算	決 算	備 考
修 学 金 給 付 費	2,400,000	960,000	2 名（継続 2 名）
次 期 繰 越 金 ②	23,328,783	23,868,783	
合 計	25,728,783	24,828,783	

2022年度 会計監査報告

2023年 3月31日

順天堂大学さくら会

会長 中 澤 正 孝 殿

順天堂大学さくら会

監事 澤 野 正 浩 

監事 高 橋 瑞 穂 

2022年度順天堂大学さくら会の収支について監査した結果、決算書類はいずれも適正かつ妥当であることをみとめます。

2023 年度 事業計画【案】

1. 保護者懇談会の開催
2. 課外活動に関する助成
3. 栄養支援事業の推進
4. さくら会会報の発行・広報活動
5. さくら会修学援助制度の運営
6. その他、本会の目的達成のために有効適切な事業

2023年度 さくら会予算【案】

1. 収入の部

(単位：円)

項 目		2022年度決算	2023年度予算	備 考
会費収入	新 入 生 会 費	@60,000×619名 37,140,000	36,000,000	@60,000×600名
	編 入 生 会 費	0	0	
前 期 繰 越 金		33,115,260	42,857,303	
合 計		70,255,260	78,857,303	

2. 支出の部

(単位：円)

項 目		2022年度決算	2023年度予算	備 考
事 務 費		750,884	2,600,000	
総 会 費		530,541	700,000	
役 員 会 費		155,122	1,300,000	
事 務 費		65,221	600,000	
事 業 費		23,273,359	43,000,000	
保 護 者 歓 迎 会 費		5,853,020	0	
保 護 者 懇 談 会 費		1,029,242	2,500,000	
広 報 ・ 通 信 費		546,155	1,500,000	
※ 学 生 助 成 費		9,145,406	12,400,000	
学 生 見 舞 金		220,000	300,000	
さ くら 会 行 事 費		－	20,000,000	
雑 費		428,947	300,000	
予 備 費		6,050,589	6,000,000	
修 学 基 金 繰 入 金		0	0	
栄 養 支 援 事 業 費		3,373,714	6,000,000	
次 期 繰 越 金		42,857,303	27,257,303	
合 計		70,255,260	78,857,303	

※ 学生助成費内訳

(単位：円)

項 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
ク ラ ブ 一 般 助 成	6,473,862	6,500,000	
ク ラ ブ 特 別 助 成	700,000	900,000	
海 外 派 遣 助 成	660,000	1,000,000	
卒 業 助 成	1,117,380	3,000,000	
そ の 他 の 助 成	194,164	1,000,000	
合 計	9,145,406	12,400,000	

さくら会修学基金

1. 収入の部

(単位：円)

項 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
修 学 基 金 繰 入 金	0	0	
預 金 利 息	324	324	0.002%
前 期 繰 越 金	24,828,459	23,868,783	
合 計	24,828,783	23,869,107	

2. 支出の部

(単位：円)

項 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
修 学 金 給 付 費	960,000	2,400,000	
次 期 繰 越 金	23,868,783	21,469,107	
合 計	24,828,783	23,869,107	

2023年度 役員選任(案)

2023年度の役員を会則第7条（役員の選任）の規定に基づき下表により推薦します。

区 分	氏 名	子女学科・学年	備 考
会 長 候 補	酒 匂 春 海	スポーツマネジメント学科・4年	
副 会 長 候 補	植 松 智 子	スポーツ健康科学科・3年	
副 会 長 候 補	中 本 雅 美	スポーツ健康科学科・2年	
監 事 候 補	高 橋 瑞 穂	スポーツ科学科・4年	
監 事 候 補	宮 部 京 子	スポーツ健康科学科・3年	

順天堂大学さくら会会則

(名 称)

第1条 本会は順天堂大学さくら会と称する。

(本部及び支部)

第2条 本会は本部並びに事務局を順天堂大学内に置き、他に支部を設けることができる。

(目 的)

第3条 本会は順天堂大学（以下「大学」という）の教育理想実現のため、大学と保護者との連絡を密にし、教育効果の向上に資すると共に、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ健康科学部における教育の充実研究の興隆発展への協力
- (2) 学園生活をより充実させるために必要な助成
- (3) 大学と保護者との連絡を密にするための地区懇談会の開催及び広報活動
- (4) さくら会修学援助基金による修学援助
- (5) その他本会の目的達成のための有効適切な事業

2 さくら会修学援助基金については別に定める。

(会員の構成)

第5条 本会の会員はスポーツ健康科学部に在籍する学生の保護者、またはこれに代わる方をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 監 事 | 2 名 |
| (4) 運営委員 | 15名 |

(役員の選任)

第7条 会長、副会長、及び監事は役員会において会員のなかから候補者を選出し総会で決定する。
運営委員は役員会において会員の中から選出して会長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 役員はそれぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は会務および会計の監査にあたる。
- (4) 運営委員は会務に参画する。

(役員の任期)

第9条 役員は任期1ケ年とする。ただし留任を妨げない。

2 役員は任期満了後も後任者の就任までその任務を行う。

(支部長)

第10条 会長は各支部に支部長を置くことができる。

2 支部長は支部を掌理し、本部との連絡を緊密にする。

3 支部長の任期は1ケ年とする。ただし留任を妨げない。

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問及び参与は、役員会の議を経て会長が委嘱する。
- (2) 顧問及び参与は、会長の諮問に答え、役員会に出席して意見を述べることができる。

(総 会)

第12条 総会は毎年1回とし、会長が招集する。ただし必要があるときは、会長は臨時総会を招集することができる。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 会長、副会長及び監事の選出並びに運営委員に関する事項
- (2) 会則の変更に関する事項
- (3) その他会務の重要事項

3 総会の決議は出席会員の過半数の同意によるものとする。

4 自然災害等により定例総会を5月末までに開催できないと会長が判断した場合には、役員の過半数の同意をもって、総会に代えて書面などによる略式総会を行うことができる。略式総会では、全会員に対して以下の文書を提示する。

- (1) 本条第2項及び第16条に関する文書
- (2) 略式総会に至った経緯に関する文書
- (3) その他、必要と認められる事項に関する文書
- (4) 異議申し立て方法に関する文書

なお、異議の申し立てが全会員の半数以上となった事項に関しては、その内容に応じて役員会などにより対応方法を検討する。

(役員会)

第13条 役員会は会長、副会長、運営委員及び監事をもって構成する。

2 役員会は会長が随時招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) その他本会運営に関する事項

3 役員会は総会及び役員会において承認された事項の執行にあたる。

4 役員会は役員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決する。

5 役員会には会長が必要と認めた場合、役員以外の者を出席させることができる。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってこれに充当する。

(会 費)

第15条 会費は学生1名につき年1万5千円とし、入学時に一括納入するものとする。

(会費及び資産の保全)

第16条 本会の会費及び資産の預託先は、役員会で決定し、毎年度総会においてこれを報告する。

(会計年度)

第17条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務の委嘱)

第18条 本会に関する事務は大学側と協議のうえ会長がこれを委嘱する。

付 則

- 1 会務運営に必要な細則は別に定める。
- 2 この会則施行のときに現に在籍する学生の保護者、またはこれに代わる方である会員は、第15条の規定にかかわらず各年度の学費納入時に分割して納入することができる。
- 3 この会則は昭和53年1月28日から施行する。
- 4 この会則は昭和55年4月7日から施行する。
- 5 この会則は平成3年4月8日から施行する。
- 6 この会則は平成5年4月8日から施行する。
- 7 この会則は平成8年4月8日から施行する。
- 8 この会則は平成10年4月8日から施行する。
- 9 この会則は平成15年4月5日から施行する。
- 10 この会則は平成18年4月8日から施行する。
- 11 この会則は平成21年4月4日から施行する。
- 12 この会則は令和3年5月11日から施行する。

順天堂大学さくら会修学援助基金規約

(名称及び目的)

第1条 順天堂大学さくら会（以下「本会」という。）会則第4条に基づき、スポーツ健康科学部（以下「学生」という。）の保護者が入学後の不慮の事故、災害その他の事情により学費等の支弁に困難を生じたとき、その学生の修学を援助するため、本修学援助基金（以下「本基金」という。）を設ける。

(本基金の原資)

第2条 本基金の原資は、さくら会よりの拠出金及び寄付金その他の収入による。

(修学援助金給付)

第3条 修学援助金は、別に定める「修学援助金給付基準」にもとづき、保護者の経済状態等により決定する。

(願書の提出)

第4条 本基金からの修学援助を希望する学生は、「援助金願書」に、必要書類を付して、学生部長を経由して本会に提出するものとする。

(給付決定)

第5条 修学援助金給付の可否及び給付金額は、学生部長の推薦にもとづき、本会役員会の議を経て会長が決定する。

(給付期間)

第6条 修学援助金給付の期間は、修学援助が必要な期間とし、給付決定においてこれを定める。

(給付決定の取消)

第7条 学生について、次の各号の1に該当したときは、給付決定を取り消すことができる。

- (1) 退学その他の事由により学籍を失ったとき
- (2) 大学から懲戒処分を受けたとき
- (3) 経済状態の改善等により修学援助を受ける必要がなくなったとき

(会計)

第8条 本基金は別途会計とし、その経理状況をさくら会総会に報告するものとする。

(基金の運用)

第9条 本基金は、長期及び短期資金計画にもとづき、有効適切に管理し安全有利に、その運用を行わなければならない。

(会計年度)

第10条 本基金の会計は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(事務の委嘱)

第11条 本基金に関する事務処理は、大学と協議のうえ、会長がこれを委嘱する。

(規約等改廃)

第12条 本規約の改廃は、本会役員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

- 2 修学援助金給付基準は、本会役員会の議により、制定及び改正をすることができる。

付 則

- 1 この規約は昭和53年4月1日から施行する。
- 2 発足当初の基金は4,000,000円とする。
- 3 この規約は昭和60年4月8日から改定・施行する。

- 4 この規約は平成3年4月8日から改定・施行する。
- 5 この規約は平成5年4月8日から改定・施行する。
- 6 この規約は平成6年4月8日から改定・施行する。
- 7 この規約は平成10年4月8日から改定・施行する。
- 8 この規約は平成11年4月8日から改定・施行する。ただし、第3条の規定により既に給付を受けている者については、従前の規定による。
- 9 この規約は平成14年4月1日から改定・施行する。
- 10 平成14年4月6日改正前の規定により既に給付を受けている者については、本人の申し出により、新規定による給付に変更することができる。

(別紙)

修学援助金給付基準

本規約第3条による「修学援助金給付基準」を、次のとおり定める。

- 1 修学援助金の給付を必要とする場合とは、学生の保護者について、入学後に、次のような事情が生じ、そのために、事実上学費等の支弁に困難を生ずるに至った場合をいう。
 - (ア) 死亡、傷病
 - (イ) 失業（倒産、雇用終了、廃業等による）
 - (ウ) 離婚、その他の経済事情の変化
- 2 修学援助金の給付の必要性の認定に際しては、入学後の事情変更を前提とし、特別の理由がない限り、入学前からの事情により、学費等の支弁が困難になった場合を含まない。
- 3 修学援助金の給付額は、保護者の経済状態等により、給付の可否との関係を勘案して、決定するものとする。
- 4 修学援助金給付の始期は、原則として給付決定の月の初日からとするが、事情により、学費等の支弁が困難になった月の初日に遡って給付することができる。
- 5 援助金願書においては、学生又はその保護者に対し、本会が給付の可否、金額、始期及び終期を定めるに必要な事項を申告させることができるものとし、その内容は、さくら会事務局でこれを定める。
- 6 修学援助金給付の終期の到来及び給付決定の取消事由の有無を調査するため、学生に対し、毎月の給付の都度、その認定に必要な事項の報告を求めることができる。

学生傷病見舞給付金取扱内規

(目 的)

第1条 この内規は本会会則第4条の規定にもとづき、本学スポーツ健康科学部学生の病気または事故による障害等を対象として行なう傷病見舞給付金制度について定める。

(給付の対象及び給付額)

第2条 本内規により給付される傷病見舞給付金の対象ならびに給付額は次による。

- (1) 1週間以上の入院治療の場合 1万円
- (2) 2週間以上の入院治療の場合 2万円
- (3) 1ヶ月以上の入院治療の場合 3万円
- (4) その他特別に配慮すべき事情が生じた場合は、さくら会役員会の議を経て給付額を決定する。

(給付申請)

第2条 傷病見舞給付金の給付申請は、当該学生が傷病の事後速やかに所定申請用紙に必要事項を記入の上、さくら会事務局に提出して行うものとする。

(内規の改正)

第4条 この内規の改正はさくら会役員会の議を経て行なう。

付 則

- 1 この内規は昭和56年4月6日から施行する。
- 2 この内規は平成3年4月8日から施行する。
- 3 この内規は平成5年4月8日から施行する。
- 4 この内規は平成8年4月8日から施行する。

順天堂大学さくら会弔慰金等運用基準

(目 的)

第1条 本会会則第3条の会員相互の親睦と第4条の有効適切な事業を達成することを目的として、弔慰金等の運用基準を次のように定める。

(弔慰金等の種類)

第2条 弔慰金等の種類は、死亡弔慰金と生花等とする。

(弔慰金等の対象者)

第3条 弔慰金等の対象者は、次の者とする。

- (1) さくら会の会員
- (2) 本学部の学生
- (3) 本学部の教職員

(死亡弔慰金等)

第4条 第3条に掲げる者が死亡したとき、弔慰金10,000円と生花等を贈るものとする。

(運用基準の改正)

第4条 この運用基準の改正は、さくら会役員会の議を経て行なう。

付 則 この運用基準は、平成13年4月1日から施行する。

順天堂大学さくら会の歩み(2019(H31)年度)

年 月 日	さくら会の歩み
2019. 4. 5	第42回定例総会並びに新入生保護者歓迎会 (於) グランドプリンスホテル新高輪 中谷会長、牛木副会長、岩崎副会長、五百住監事、川上監事出席
5. 25	第106回定例役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス 1年生運営委員選任に関する件、保護者懇談会に関する件 会報の発行に関する件、広報活動に関する件 製氷機贈呈に関する件、啓心寮寮祭について、 朝食推進キャンペーンについて、修学援助金継続について
6. 1	第72回啓心寮寮祭 (於) さくらキャンパス 中谷会長出席
7. 27	第107回定例役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス 保護者懇談会に関する件、広報に関する件 朝食推進キャンペーンについて
	退任役員慰労会 (於) 東京・御茶ノ水 2018年度で退任の役員慰労会
8. 1	会報第21号発行
8. 24	第230回保護者懇談会 (於) 新潟県新潟市 〔16組22名〕
8. 25	第231回保護者懇談会 (於) 福島県郡山市 〔12組18名〕
8. 31	第232回保護者懇談会 (於) 広島県広島市 〔12組19名〕
9. 1	第233回保護者懇談会 (於) 福岡県福岡市 〔18組28名〕
9. 8	第234回保護者懇談会 (於) さくらキャンパス 〔305組451人〕
12. 7 ～ 8	臨時役員会並びに役員懇親旅行 (於) 福島方面 活動予定に関する件 ①第108回定例役員会について ②卒業式・卒業記念品について ③43回定例総会並びに新入生保護者歓迎会について ④保護者懇談会の報告に関する件 ⑤その他 ・修学援助金について ・箱根駅伝の応援について
2020. 1. 2～3	第96回東京箱根間往復大学駅伝競走大会 応援 (於) 東京～箱根
2. 29	第108回定例役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス 活動報告に関する件、収支決算に関する件 第43回定例総会に関する件、役員人選に関する件 助成金について、朝食摂取推進事業について
3. 13	卒業生に卒業記念品贈呈 (ペーパーウェイト) スポーツ賞副賞贈呈 (腕時計・8名)

順天堂大学さくら会の歩み(2020(R2)年度)

年 月 日	さくら会の歩み
2020. 4. 7	第43回定例総会並びに新入生保護者歓迎会 【中止】 (於) グランドプリンスホテル新高輪 ※書面にて略式総会実施
6. 20	第109回定例役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス 1年生運営委員選任に関する件、保護者懇談会に関する件 2020年度クラブ・同好会助成金について 会報の発行に関する件、広報活動に関する件 お見舞金の支給について、修学援助金継続について
8. 29	第110回定例役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス 保護者懇談会に関する件、広報に関する件 朝食推進キャンペーンについて、修学金について
9. 20	第235回保護者懇談会 (於) オンライン 〔出席者：351名〕
10. 1	さくら会会報発行
11. 28	臨時役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス/オンライン併用 活動予定に関する件 ① 第111回定例役員会について ② 卒業式・卒業記念品について ③ 44回定例総会並びに新入生保護者歓迎会について ④ 保護者懇談会の報告に関する件 ⑤ その他 ・修学援助金について ・予算の活用について
2021. 2. 27	第111回定例役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス/オンライン併用 活動報告に関する件、収支決算に関する件 第44回定例総会に関する件、役員人選に関する件 新入生保護者歓迎会に関する件 学食朝食補助等について
3. 11	スポーツ健康科学部卒業式 (於) グランドプリンスホテル新高輪 卒業生に卒業記念品贈呈 (ペーパーウェイト) スポーツ賞副賞贈呈 (腕時計・5名)

順天堂大学さくら会の歩み(2021(R3)年度)

年 月 日	さくら会の歩み
2021. 4. 6	第44回定例総会並びに新入生保護者歓迎会 【中止】 ※書面にて略式総会実施
5. 29	第112回定例役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス/オンライン併用 1年生運営委員選任に関する件、保護者懇談会に関する件 2021年度クラブ・同好会助成金について 学食朝食補助等について 会報の発行に関する件、広報活動に関する件 修学援助金継続について 1・2年生への補助について
7. 17	第113回定例役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス/オンライン併用 保護者懇談会に関する件、広報に関する件 修学援助金新規申請について
9. 12	第236回保護者懇談会 (於) オンライン 〔出席者：345名〕
10. 1	さくら会会報発行
11. 27	臨時役員会 (於) 本郷・お茶の水キャンパス/オンライン併用 活動予定に関する件 ① 第114回定例役員会について ② 卒業式・卒業記念品について ③ 45回定例総会並びに新入生保護者歓迎会について ④ 保護者懇談会の報告に関する件 ⑤ その他 ・予算の活用について ・次年度学食支援事業予算について
2022. 2. 26	第114回定例役員会 (於) オンライン 活動報告に関する件、収支決算に関する件 第45回定例総会に関する件、役員人選に関する件 助成金について 予算の活用について
3. 16	スポーツ健康科学部卒業式 (於) グランドプリンスホテル新高輪 卒業生に卒業記念品贈呈 (ペーパーウェイト) スポーツ賞副賞贈呈 (腕時計・8名)

